

# 保険金請求権に対する質権設定に関する保険金受取人の同意の要否

岡 田 豊 基

## はじめに

保険契約者が債権契約を締結する場合、保険金請求権（保険事故発生前の未必的〔抽象的〕保険金請求権）を目的として質権を設定することがある。第三者（他人）のためにする生命保険契約（保険法42条〔改正前商法675条1項〕）において、当該保険契約上の権利に質権を設定する場合、保険の実務では、少なくとも保険法の制定までは、自己のためにする生命保険契約に変更した後、保険会社の作成した債権者および債務者の質権設定契約書と第三債務者に対する質権設定承諾書とを兼ねた書式に従い、質権設定契約を締結した上で、保険会社が承諾するという方式をとっているようであり、このような方式は、諸権利の関係を整理し、質権設定に安全性および確実性を確保するものであるとされる<sup>(1)</sup>。しかし、保険金請求権のような権利質では、第三債務者の承諾がなくとも、質権設定者と質権者との合意により、質権を設定することが可能であり、確定日付のある通知を第三債務者である保険者に行えば、保険者に対して

---

(1) 加藤昭「生命保険に基づく権利の担保化」ジュリ964号57頁（1990年）、濱田盛一「生命保険契約と質権設定」石田満編『保険と担保』224頁以下（文眞堂・1996年）、松田武司「生命保険契約の担保的利用」産大法学40巻2号20頁以下（2006年）。

も第三者に対しても当該質権を対抗することができる<sup>(2)</sup>と解される（民法364条・467条）。そうであれば、第三者のためにする生命保険契約の場合、保険契約者と保険受取人とが別人格であることから、また、保険金受取人に指定された者は保険金請求権を自己固有の権利として取得するとされることから（最三小判昭和40年2月2日<sup>(3)</sup>）、保険金受取人の立場を考慮すると、保険契約者が保険金請求権を目的として質権を設定するにあたり、保険金受取人の同意を必要とするか否かを検討しなければならない。

そこで、保険契約者は保険金受取人の同意なしに保険金請求権に質権を設定することができるか否かという問題に関し、東京高判平成22年11月25日<sup>(4)</sup>において高裁レベルで初の公表判決が出されていることから、以下、裁判例を概観したうえでこの問題を検討する<sup>(5)</sup>。

---

(2) 桜沢隆哉「保険契約上の権利の担保的譲渡と保険金受取人の法的地位」保険学雑誌610号98頁（2010年）、深澤泰弘「生命保険金請求権の質権設定について」平成23年度日本保険学会大会「自由論題」第Ⅲセッション（[http://wwwsoc.nii.ac.jp/jsis2/conference/resources/h23/resume/h23\\_hukazawa.pdf](http://wwwsoc.nii.ac.jp/jsis2/conference/resources/h23/resume/h23_hukazawa.pdf) 1頁）（2011年）、中込一洋「判批」事例研レポ255号4頁（2011年）。

(3) 民集19巻1号1頁。

(4) 金判1359号50頁。

(5) 筆者は、東京高判平成22年11月25日について評論を行っている（リマークス44号102頁〔2012年〕参照）。その後、本判決を巡っては、有益な論文が数多く公刊されていることから、それらを踏まえながら、保険金請求権に対する質権設定に関する保険金受取人の同意の要否に関する問題について再度検討したい。なお、本稿では、この問題について、保険事故を被保険者の生死とする生命保険に限定して検討する。満期保険、高度障害保険あるいは傷害保険に関するこの問題については、糸川厚生「生命保険と担保」『担保法の現代的諸問題（別冊NBL10号）』168頁（1983年）、甘利公人「傷害保険と質権設定」石田・前掲注（1）317頁参照。

## 第1章 裁判例に見る問題点

### 第1節 裁判例の概観

【1】東京地判平成17年8月25日<sup>(6)</sup>

<事実の概要>

(1) Aは、Bハウジングセンターとの間で、平成2年12月26日付けで、C銀行（現D銀行）からの借入れについて、下記の保証委託契約（以下「本件保証委託契約」という。）を締結した。すなわち、①保証委託極度額2億4,200万円（同3年2月4日に6億6,000万円、同8年4月15日に5億6,540万円に変更）、②Bハウジングセンターが保証債務を履行するときには、Aに対する事前の通知を要せず、原債務の期限到来の有無にかかわらず、③Bハウジングセンターが保証債務を履行したときは、Aは同センターに対しただちに償還するものとし、その範囲は履行金額のほか、履行金額に対し年14%の割合による履行日以降の損害金とするというものである。

(2) Aは、Y生命保険相互会社（被告）との間で、同3年3月1日、被保険者A、保険金受取人E、死亡時基本保険金額1億5,000万円の変額保険終身型生命保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結した。その後、Aは、Yに対し、保険金受取人をF（補助参加人）に変更する請求をし、同7年6月5日、裏書手続が行われた。

(3) Bハウジングセンター（同4年4月1日、C信用開発に商号変更）は、Aとの間で、同10年3月5日、本件保険契約に基づく死亡保険金につき、本件保証委託契約に基づくAの自己に対する債務を被担保債権とする質権を設定する旨の契約（以下「本件質権設定契約」という。）を締結し、同月30日、Yに通知した。

(4) D銀行は、Aに対し、同14年5月31日、①2億7,500万円を同15

---

(6) LEX/DB25464330。

年6月7日まで、利率2.5%、元利金を同14年7月7日から1か月ごとに返済期限の応答日に支払う、損害金を年14%として、貸し付け、②2億3,900万円を同15年6月7日まで、利率2.5%、元利金を同14年7月7日から1か月ごとに返済期限の応答日に支払う、損害金を年14%として、貸し付けた。

(5) G信用保証(同14年4月1日、Hローン保証に商号変更)は、Aが貸付について返済期限である同15年6月7日を徒過したため、D銀行から請求を受け、同年12月12日付けで同行に対し5億2,079万2,302円の保証債務を履行した。

(6) Aは、同16年3月4日に死亡した。

(7) Hローン保証(同年1月5日、I信用保証に吸収合併)は、X(原告。D銀行等の行う金銭貸付の保証等を目的する株式会社)との間の会社承継分割契約において、上記(5)に基づく求償債権および遅延損害金をXが承継する旨を定めて、同年8月1日吸収分割した。

(8) XがYに対し、本件質権設定契約に基づいて、本件保険契約に基づきFが取得した保険金請求権について債権質権者の直接取立権を行使し、死亡保険金の支払を求めた。

<判旨>請求一部認容。

1 「(1) 本件保険契約は、その死亡保険金の支払事由を保険契約者とし、かつ被保険者であるAの死亡とする生命保険契約であり、Aは、平成16年3月4日に死亡したが、Aに、その生前、保険金受取人指定変更権を留保する旨の約定が存在していたこと

(2) 本件質権設定契約は、設定契約当時の保険金受取人であった補助参加人の同意を得ずに締結されたものであること

(3) 本件保険契約に基づく死亡保険金請求には、Aが死亡したことに関する死亡診断書の提出が必要なところ、補助参加人は原告に対して葬儀費用等の補てん等を求めて、これを任意に提出することを拒み、そのため、原告は、第三者である国に対して文書提出命令の発令を求めざ

保険金請求権に対する質権設定に関する保険金受取人の同意の要否  
るを得なかったこと

(4) 本件保険契約において、保険金の支払期限は、保険金請求書類が被告の本社に到達して5日以内とされているところ、原告が前項の文書提出命令の発令を得た後、死亡診断書に代わり得るものとして、死亡届及びこれに記載された死亡診断書に関する・・・証明書を提出したのは、平成17年5月19日であること

2 ……保険契約当事者とは別の第三者を保険金を受け取るべき者とした保険契約は、原則として、その第三者は何らの意思表示等を行うことなく、保険契約の利益を享受することができる（〔改正前：筆者挿入。以下、同じ。〕商法675条1項）が、本件保険契約においては、Aは、保険金受取人指定変更権を留保していた（同項但書）から、第三者たる補助参加人の権利が確定するのは、Aが保険金を受け取るべき者を指定又は変更する権利を行わずに死亡したときである（同条2項）。

したがって、Aの生前である本性質権設定契約時には、Aは本件保険契約に基づく生命保険金の受取人を変更することも可能だったのであり、補助参加人は、当時生命保険金の受取人として指定されていたからといって、その権利は何ら確定していなかったものである。

そうすると、本件保険契約に基づく死亡保険金について質権設定する本性質権設定契約において、その契約締結につき、当時生命保険金受取人としての具体的権利を有しているとはいえない補助参加人の同意を得ることが、契約が有効に成立するための要件となるとは解されず、また、保険金受取人の権利が優先すると解すべき理由はない。

被告・・・の指摘する商法674条1項は、保険事故を他人（保険受取人を除く）の死亡とする生命保険に関し、その他人に自らの死亡によって生命保険金を受け取る者が存在してよいか否かの決定権を与え、同条2項は、この決定権を実質的に確保するため、権利の譲渡についても同意を必要とした定めと解され、保険契約者が自らの死亡を保険事故とする本件とは事案を異にし、また、保険受取人の生命保険金請求権の取得

が、承継的か原始的かとは別の問題であって・・・類推の基礎がない。

以上のとおり、本件質権設定契約締結に関し補助参加人の同意は必要なく、原告の請求は理由がある。」

【2】大阪地判平成17年8月30日<sup>(7)</sup>

<事実の概要>

(1) Aは、昭和54年からBの名称で米穀店を経営していたところ、平成6年10月1日、Y<sub>1</sub>生命保険相互会社(被告。以下「被告会社」ということがある。)との間で、被保険者A、死亡保険金受取人Y<sub>2</sub>(被告。Aの妻)、死亡保険金1億円とする生命保険契約(以下「本件保険契約」という。)を締結した。X<sub>1</sub>(原告)およびX<sub>2</sub>(原告。米の小売業を目的とする株式会社、代表清算人C)は、Aに対しそれぞれ2,400万円を貸し付けたと主張する。Aは同15年10月10日に死亡し、Y<sub>2</sub>はAの相続人として、その後もBにおいて就労している。また、X<sub>1</sub>が、同13年12月26日、Aの長女名義の銀行口座に40万円を振り込み(以下「本件振込金」という。)、Aは、同14年1月29日頃から本件保険契約の保険料を支払えなくなり、同日以降同15年8月25日まで、X<sub>1</sub>らが本件保険契約の失効を防ぐために合計667万6,060円の保険料を支払った。

(2) 第1事件では、X<sub>1</sub>はY<sub>2</sub>に対する請求原因として、以下のよう  
に主張する。すなわち、同13年12月26日、X<sub>2</sub>はAに対し、期限を定め  
ず利息を年5分として40万円を貸し付けた。Aの死亡によりY<sub>2</sub>がAを  
相続したとして、X<sub>1</sub>はY<sub>2</sub>に対し貸金40万円およびその利息の支払を求  
める。また、X<sub>1</sub>がAに対して同7年頃から同12年までの間に貸し付け  
た金銭につき、同13年7月13日頃、AとX<sub>1</sub>との間で、返済期限をAの  
死亡時として、貸金残額を2,400万円とする合意がなされた。そうでな  
いとしても、X<sub>1</sub>の貸金残額は2,400万円を下らないとして、和解契約あ  
るいは貸金契約に基づき、2,400万円および遅延損害金の支払を求める。

---

(7) LEX/DB25464329。竹瀆修「判批」事例研レポ215号15頁(2007年)、  
梅津昭彦「判批」同221号1頁(2008年)参照。

## 保険金請求権に対する質権設定に関する保険金受取人の同意の要否

他方、 $X_2$ は $Y_2$ に対する請求原因として、以下のように主張する。すなわち、同12年7月12日から同年9月27日までの間に売り渡した米の未払代金債権は少なくとも2,400万円であったところ、同13年7月13日頃、Aと $X_2$ との間で、返済期限をAの死亡時として、 $X_2$ の売掛金を2,400万円とする合意がなされた。そうでないとしても、 $X_2$ の売掛金は2,400万円を下らないとして、和解契約あるいは売買契約に基づき、2,400万円および遅延損害金の支払を求める。

(3) 第2事件では、Bが第1事件のとおり $X_1$ らに対し各2,400万円の債務を負っていたので、Aはこれらの債務を担保するため同13年7月13日、Aが $Y_1$ との間で締結していた本件保険契約に基づく保険金を質入れしたところ、Aが死亡したとして、 $X_1$ らは $Y_1$ に対しそれぞれ2,400万円の保険金および遅延損害金の支払を求めた。

(4) 本件の争点は、(i) 本件振込金は $X_1$ のAに対する貸金かどうか、(ii)  $X_1$ 貸金の存否、金額、(iii)  $X_2$ 売掛金の存否、金額、(iv) 本件保険契約に基づく保険金(以下「本件保険金」という。)に対する $X_1$ らの質権が認められるかである。

<判旨>第1事件、請求認容。第2事件、請求棄却。

$X_1$ らの $Y_2$ に対するそれぞれ2,400万円およびこれに対する平成15年10月11日から支払済みまでの年5分による金員の支払請求は認容されたが、 $X_1$ らの $Y_1$ に対する請求は棄却された。争点(4)(本件保険金に対する原告らの質権が認められるかどうか。)に関する判断理由は以下の通りである。

### 「3 争点(4)について

(1) ……本件保険契約は、被保険者を亡A、死亡保険金の受取人を被告 $Y_2$ として、保険金受取人の指定変更権が留保されていること及び保険証券が原告らに交付されたことが認められる。

(2) 原告は、保険金に対する質権設定は、保険金受取人の地位に変更を加えるものではないから、質権設定に保険金受取人の同意は不要で

あると主張する。

確かに、保険金受取人の指定変更権が留保されている場合には、保険契約者が何時でも一方的に保険金受取人を変更することができるとはいえ、死亡保険金請求権は、指定された保険金受取人が自己の固有の権利として取得する（最高裁昭和40年2月2日第三小法廷判決・民集第19巻第1号1頁参照）。

また、死亡保険金請求権は、被保険者の死亡時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と対価の関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないのであって、死亡保険金請求権が実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることできない（最高裁平成14年11月5日第一小法廷判決・民集第56巻第8号2069頁参照）。

したがって、死亡保険金請求権に質権を設定するためには、死亡保険金受取人の質権設定行為が必要であり、死亡保険金受取人の同意さえ不要であるとする原告らの主張は採用できない。

(3) 本件においては・・・本件保険金に質権を設定したのは亡Aであって、死亡保険金受取人である被告Y<sub>2</sub>の質権設定行為がないことは明らかである。

(4) 原告らは、被告Y<sub>2</sub>が平成12年7月24日付け保証契約書・・・において、原告らに対し、亡Aの支払義務について保証するとともに、本件保険金を担保提供することを承諾したと主張するけれども、上記保証契約者の被告Y<sub>2</sub>に付されている肩書は、亡Aに付されている『担保提供者及び契約者』とは異なり『法定受取人及び保証人』であるから、被告Y<sub>2</sub>を担保提供者とするものではなく、同保証契約書による質権設定も認められないから、原告らのこの点の主張も採用できない。

(5) さらに、原告らは、被告会社が原告X<sub>1</sub>に対し保険料を支払うかどうか通知してきたので原告らが保険料を支払ってきたことや被告会社が質権設定を確認したことなどから、信義則上原告らに対して保険金



保険金請求権に対する質権設定に関する保険金受取人の同意の要否を支払うべきであると主張する。

しかし、被告会社が原告らに対して質権を有効であると述べて保険金を支払う旨を約束した証拠はない。また、原告らは、亡Aの債権者であり、被告Y<sub>2</sub>は亡Aの相続人となることが予想されるので、本件保険契約が存続し、将来被告Y<sub>2</sub>に保険金が支払われることについては、事実上の利害関係を有するのであるから、被告会社が原告らに対して本件保険契約の保険料の立て替え払いをするかどうか確認したことは、原告らに便宜を図ったものである。原告らに便宜を図った被告会社が、そのことのゆえに原告らに対しても被告Y<sub>2</sub>に対しても保険金を支払わなければならないことになるのは不合理である。この点の原告らの主張も採用できない。

(6)したがって、原告らには本件保険契約による保険金に対して質権を有することは認められないし、被告会社が原告らに対して保険金を支払わなければならないとする根拠も認められない。」

【3】東京高判平成22年11月25日<sup>(8)</sup>

<事実の概要>

Aは、平成14年6月1日、Y<sub>1</sub>生命保険会社（被告、控訴人・被控訴人）との間で、①保険種類5年毎利差配当付養老保険（85歳満期）、②保険契約者兼被保険者A、③死亡（高度障害）保険金額・満期保険金額ともに1,350万円、④死亡保険金受取人Z（Aの妻、Y<sub>1</sub>補助参加人）、⑤満期保険金受取人A、⑥保険料65,489円（月額）、⑦社員配当金支払方法利息を付けて積立とする生命保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結した。本件約款28条1項には、保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定または変更することができる旨の規定がある。

Aは、同年6月30日、X（原告、控訴人・被控訴人）との間で、2,900

---

(8) 金判1359号50頁。

万円を借り入れる内容の債務弁済契約を締結したが、同17年6月24日までの間に505万円を支払ったものの、その後延滞したため、同年7月末日の経過をもって期限の利益を失った。

Aは、債務弁済契約を締結した際、本件保険契約の保険金請求権にXを質権者とする質権を設定した。質権の目的たる保険契約の内容は、①保険種類養老保険、②保険期間85歳満期、③保険金額1,350万円、④契約日同14年6月1日、⑤契約者・被保険者A、⑥保険者Y<sub>1</sub>、⑦支払保険料月額65,489円であった。Aは、その後、本件保険契約にかかる契約書をXに引き渡し、Y<sub>1</sub>に対し、同15年2月6日付け内容証明郵便により、同14年6月30日付け質権設定通知書を送付し、Y<sub>1</sub>は同15年2月6日頃、同通知を受領した。同通知には、本件保険契約の保険金請求権については、同14年6月30日、Xのために質権を設定したので、その旨通知するとの記載があり、通知された保険契約の内容には、前記内容のうち⑦は記載されていなかった。

Aは、同17年6月11日頃から同月20日頃までの間に死亡した。Xは、同18年2月頃、Y<sub>1</sub>に対し、死亡保険金を支払うよう求めたが、Y<sub>1</sub>は、死亡保険金受取人がZに指定されていることを理由として、支払を拒んだ。Y<sub>1</sub>は、同年5月11日、Zに対し、死亡保険金を支払った。

そこで、Xは、Y<sub>1</sub>に対し、主位的請求として、質権に基づく保険金支払請求権に基づき、予備的請求として、①Y<sub>1</sub>は、Aに対し、有効な担保設定に必要な手続を説明する義務があったにもかかわらず、それを怠ったため、AはXに対する債務を質権の実行により清算する利益を失ったと主張し、AのY<sub>1</sub>に対する債務不履行に基づく損害賠償請求権を債権者代位し、または、②Y<sub>1</sub>は、Xに対し、商品について正確な情報を伝える信義則上の義務または有効な質権設定ができるように助言すべき信義則上の義務があったにもかかわらず、これを怠ったと主張し、債務不履行または不法行為による損害賠償請求権に基づき、保険金ないし保険金額相当の損害賠償金およびこれに対する遅延損害金の支払を求めた。

保険金請求権に対する質権設定に関する保険金受取人の同意の要否

また、Xは、Xに本件保険契約に質権を設定することを助言した弁護士Y<sub>2</sub>（被告）に対しても、適切な助言を怠ったために、本件質権の実行による債権回収が不能になったとして、準委任契約の債務不履行による損害賠償請求権に基づき、保険金額相当の損害賠償金およびこれに対する遅延損害金の支払を求めた。

原審（東京地判平成22年1月28日<sup>(9)</sup>）は、本件質権設定が死亡保険金請求権をも対象としており、Aが保険金受取人の指定または変更権を留保していたことから、本件質権の設定は有効なものであるとし、また、Y<sub>1</sub>の債権の準占有者に対する弁済の抗弁を排斥するとともに、Y<sub>2</sub>の債務不履行責任を否定して、XのY<sub>1</sub>に対する請求を認容し、Y<sub>2</sub>に対する請求を棄却した。そこで、XおよびY<sub>1</sub>がこれを不服として控訴した。  
＜判旨＞請求棄却。

一「本件・・・保険契約では保険契約者が保険金受取人の指定又は変更権を留保しており、保険契約者である亡Aはいつでも保険金受取人の指定を変更ないし撤回することができたのみならず、受取人の指定・変更・撤回権を含む生命保険契約上の権利を他へ譲渡することもできたのであり、保険金請求権の帰属は・・・亡Aの意思に委ねられていたことになる。そうすると、亡Aは、本件生命保険契約に基づく保険金請求権について死亡保険金に関するものも含めて一定の処分権を有していたのであるから、保険金受取人の有していた本件生命保険契約に基づく保険金請求権も、被保険者が死亡するまではその限度で不確定なものであって、いわば期待権に止まるというべきである。すなわち、死亡保険金請求権も含めた本件生命保険契約に基づく権利全般について、亡Aが上記処分権を有していたという意味で亡Aの財産権に属するものであると解するのが相当である。特に、本件のように当初から債権担保（質権設定）を目的として締結された生命保険契約にあっては、死亡保険金の受取人

---

(9) 金判1359号57頁。

とされたZは、質権設定による制約のある死亡保険金の請求権を取得しているに止まる」。

「生命保険契約の約款に、保険契約者とその債権者に係る質権設定に関する規定がないのは、いわば当然のことであり・・・約款に質権設定の規定がないというだけで死亡保険金請求権について質権の設定が許されないと直ちに解することは相当とはいえない。すなわち・・・約款上は明示的な定めがないものであっても、それが生命保険契約の本質的な性質に反する場合などこれを許容することが不相当とされるような特段の事情がない場合にまで一律に制限されるものではないと解するべきである。そして、死亡保険金の受取人の指定を変更するということは、それに伴い死亡保険金請求権の帰属を変更して、従前の受取人から新たに指定された受取人に変更するというにほかならないのであり、これは、保険契約者の死亡保険金請求権に係る処分権の一内容となっているものである。したがって・・・保険契約者の債権者が有する債権額の範囲で死亡保険金請求権を債権者に帰属させる質権の設定も、同様に保険契約者の処分権に属するといえるのであり、保険契約者は、死亡保険金の受取人として指定した者の承諾がなくとも死亡保険金請求権について質権を設定することができるものと判断すべきである（仮に、死亡保険金請求権について質権の設定を制限する必要がある事由があるというのであれば、約款にその旨を規定しておけば足りることである。）。・・・Xのために本件質権を設定する目的で本件生命保険契約が締結され、Y<sub>1</sub>の担当者もこれを了承していたというのであるから・・・亡Aの処分権の行使により本件質権が有効に設定されたものとみるべきであるし・・・本件はいわゆるモラルリスクが問題となるような事案とはいえず、約款に明示的な定めがないから質権の設定を不相当とすべきであると解するほどの特段の事情は認められない。」

二「本件質権の設定通知を受領していたY<sub>1</sub>としては、一般に生命保険といえば死亡保険金が想定されるのであるから、本件質権の対象が満

## 保険金請求権に対する質権設定に関する保険金受取人の同意の要否

期保険金及び高度障害保険金に関する請求権に限定されており、死亡保険金請求権は対象となっていないと判断したのであれば、亡AないしXに対して、死亡保険金の受取人が第三者の場合には死亡保険金請求権は質権の対象とならないことを告知し、その確認をすべきであったし、しかもそのこと自体は容易に可能であったにもかかわらず、これらの手続を全く行わないままであった。・・・Y<sub>1</sub>としてはせめて死亡保険金の支払を留保しておく対応が可能であったということができるのであり・・・Y<sub>1</sub>は・・・保険金支払請求に関与することすら難色を示していたZに対してあえて保険金請求の手続をするよう積極的に働きかけて・・・Zに死亡保険金の支払をしたというのであり、このようなY<sub>1</sub>の対応は不注意であるとの誹りを免れない」。

### 第2節 裁判例に見る問題点

裁判例では、保険契約者が保険金請求権を目的として質権を設定するにあたり、保険金受取人の同意を必要とするか否かという問題に関して、同意を必要とする立場（【2】）と必要としない立場（【1】【3】）とに分かれる。

【1】では、第三者（他人）のためにする保険契約は、原則として、第三者は何らの意思表示等を行うことなく、保険契約の利益を享受することができるが、保険契約者が保険金受取人の指定変更権を留保して場合には、保険金受取人の権利が確定するのは、保険契約者が保険金を受け取るべき者を指定変更する権利を行わずに死亡したときであることから、質権設定契約時には、保険契約者は保険金受取人を変更することも可能だったのであり、保険金受取人は保険金の受取人に指定されていたからといって、その権利は確定していなかったものであるゆえに、質権設定契約の締結につき、具体的権利を有しているとはいえない保険金受取人の同意を得ることが、保険契約が成立するための要件となるとは解されず、保険金受取人の権利が優先すると解すべき理由はないと判示している。

【2】では、保険金受取人の指定変更権が留保されている場合には、保険契約者がいつでも一方的に保険金受取人を変更することができるとはいえ、保険金請求権は、保険金受取人が自己の固有の権利として取得し、被保険者の死亡時に初めて発生するものであり、保険料と対価の関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないのであって、保険金請求権が保険契約者または被保険者の財産に属していたものとみることもできないゆえに、保険金請求権に質権を設定するためには、保険金受取人の質権設定行為が必要であり、保険金受取人の同意が不要であると解することはできないと判示している。

【3】の原審では、質権設定が保険金請求権をも対象としており、保険契約者が保険金受取人の指定変更権を留保していたことから、質権設定は有効なものであると判示している。【3】では、保険契約者が保険金受取人の指定変更権を留保しており、保険契約者はいつでも保険金受取人の指定を変更ないし撤回することができたのみならず、保険金受取人の保険契約上の権利を譲渡することもできたのであり、保険金請求権の帰属は保険契約者の意思に委ねられていたことになり、保険契約者は、保険金請求権について保険金に関するものも含めて一定の処分権を有していたのであるから、保険金請求権も、被保険者が死亡するまではその限度で不確定なものであって、期待権に止まるといふべきであり、保険契約に基づく権利全般について、保険契約者が処分権を有していたという意味で保険契約者の財産権に属するものであると解するのが相当であり、当初から債権担保を目的として締結された保険契約にあっては、保険金受取人は質権設定による制約のある保険金請求権を取得しているに止まると判示している。

【2】と【1】【3】とを比較すると、保険金受取人の保険金請求権に関する理解の違いにあるといえる。【2】では、保険金請求権取得の固有権性を強調しているのに対して、【1】【3】では、保険金受取人は被保険者が死亡するまでは不確定な保険金請求権を有するにすぎないと

保険金請求権に対する質権設定に関する保険金受取人の同意の要否  
しており、【3】では、保険金請求権は保険金受取人の期待権にとどま  
るとしている。以上のことから、保険金請求権の性質について検討する  
必要があろう。さらに、【3】では、保険契約の約款に、保険契約者と  
その債権者に係る質権設定に関する規定がないのは当然のことであり、  
約款に質権設定の規定がないというだけで保険金請求権について質権の  
設定が許されないとただちに解することは相当とはいえないと判示して  
いることから、約款規定による規制についても検討する必要があろう。

また、保険契約者が保険金請求権を目的として質権を設定するにあたり、  
保険金受取人の同意を必要とするか否かという問題から派生する事  
柄として、保険金請求権に質権が設定された場合の効果についても検討  
しなければならないと考える。

## 第2章 検討

### 第1節 学説の整理

保険契約者が保険金請求権に質権を設定するにあたり、保険金受取人  
の同意を必要とするか否かという問題に関し、学説は、前述の裁判例と  
同様に、同意を必要とする説（必要説）と必要としないとする説（不要  
説）に分かれる。必要説には、保険契約者について保険金請求権に対す  
る質権設定権限は当然認められず、保険契約者は保険金受取人の変更手  
続を経て自分自身が保険金受取人の立場なった場合に限りその権限を認  
めるとする見解<sup>(10)</sup>、保険会社の二重払いといった弊害が生じることを阻止  
する必要があるとして、質権設定権限は保険金受取人だけに帰属すると  
する見解<sup>(11)</sup>があり、両者とも、質権設定権限を保険金受取人に限定する点

---

(10) 中西正明『生命保険法入門』235頁（有斐閣・2006年）、桜沢隆哉「保  
険契約上の権利の担保的譲渡と保険金受取人の法的地位」保険学雑誌610  
号111頁以下（2010年）、同「判批」事例研レボ252号22頁（2011年）。

(11) 石黒省治「生命保険に対する質権設定をめぐって」債権管理25号30頁  
（1989年）、卷之内茂「保険契約と債権保全をめぐる諸問題（中）」金融法  
務1416号29頁（1995年）。

に特徴があり、【2】と同じ立場をとる。これに対して、不要説には、保険金受取人に保険事故発生前の抽象的保険金請求権に権利性および処分可能性を認めるものの、指定変更権の行使の解釈の中で保険契約者による質権設定を認め、その処分権限が優先するとする見解があり、不用説の立場はこの見解にほぼ収斂されよう<sup>(12)</sup>。

## 第2節 保険金請求権の性質

### 1. 保険金請求権取得の固有権性

生命保険契約では、保険契約者は、保険契約締結時に保険金受取人を指定することができるとともに、当該保険契約が継続中は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人を保険金受取人に指定されている者以外の者に変更することができる（保険法43条1項）。すなわち、保険金受取人の指定変更に関する権利は保険契約者の固有の権利であると解され<sup>(13)</sup>、保険金受取人に指定された者は、民法の一般原則（民法537条2項）と異なり、受益の意思表示をすることなく保険金請求権を取得する（保険法42条）。また、前述の裁判例における保険契約の締結時に適用されていた改正前商法では、保険契約者が指定変更権を留保していない場合と留保している場合とに分けられ（改正前商法675条1項但書）、前者の場合、保険金受取人の権利取得は確定し、保険契約者が保険金受取人を変更する場合には、保険金受取人の同意を必要とするとして解されるのに対して、後者の場合には、保険契約者はいつでも一方的に保険金受取人を指

---

(12) 大森忠夫「保険金受取人指定・変更・撤回行為の法的性質」大森忠夫＝三宅和夫編『生命保険契約法の諸問題』89頁（有斐閣・1958年）、糸川・前掲注(5)165頁、山下孝之「生命保険金請求権の処分と差押」同『生命保険の財産的側面』68～69頁・72頁・75頁（商事法務・2003年）、山下友信「生命保険契約に基づく権利の担保化」同『現代の生命・傷害保険法』203頁（弘文堂・1999年）、竹瀨・前掲注(7)18頁、同「追加説明」事例研レポ252号24頁（2011年）、梅津・前掲注(7)7頁、中込・前掲注(2)4頁、山野嘉朗「コメント」事例研レポ255号9頁（2011年）。

(13) 山下友信『保険法』488頁・495頁（有斐閣・2005年）。



保険金請求権に対する質権設定に関する保険金受取人の同意の要否  
定変更することができるかと解される。この点、保険法は、保険契約者が  
保険金受取人の変更権を留保した場合に限らず、保険契約者はこの変更  
権を有するとする立場であるとされるが（保険法43条1項<sup>(14)</sup>）、いずれに  
しても、改正前商法であれ、保険法であれ、保険契約者が変更権を留保  
している限り、保険金受取人の地位は不安定であるといえる。

保険金受取人の同意を必要とするとする【2】では、保険金請求権は、  
保険金受取人が自己の固有の権利として取得すると判示されている。  
【2】では、固有権性を認めるにあたり、最判昭和40年2月2日を引用  
しているが、最判昭和40年は、「保険金受取人として請求権発生当時の  
相続人たるべき個人を特に指定した場合には」、保険金「請求権は、保  
険契約の効力の発生と同時に・・・相続人の固有財産となり、被保険者  
（兼保険契約者）の遺産より離脱しているものといわなければならない」  
と判示している。それゆえに、保険金請求権取得の固有権性とは、保険  
金請求権が承継的に取得されるのではなく、原始的に取得されるという  
趣旨で用いられる概念であるというべきであろう。というのは、固有権  
性が問題となるのは、そもそも、保険事故の発生によりこれが具体化し  
た後の相続の場面、たとえば、保険契約者兼被保険者の相続債権者は保  
険金請求権を引当財産として執行の対象とすることができるか、あるい  
は、特別受益の持戻し（民法903条）や遺留分の算定（同1029条）に際  
して、保険金請求権がどのように扱われるかという場面であるからであ  
<sup>(15)</sup>  
る。

保険契約者が保険金受取人を指定した場合、指定された者がその時点  
で取得するのは、保険期間中、保険事故が発生した時点で保険金受取人  
であれば保険者に保険金を請求することができるという条件付き権利  
（保険事故発生前の未必的保険金請求権<sup>(16)</sup>）である。【2】では、死亡保険

---

(14) 萩本修編著『一問一答 保険法』177頁（商事法務・2009年）。

(15) 山野・前掲注(12)9頁。

(16) 山下（友）・前掲注(13)509頁。

金請求権は、被保険者の死亡時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と対価の関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないのであって、死亡保険金請求権が実質的に保険契約者または被保険者の財産に属していたものとみることもできないと判示されており、最判平成14年の判決文をほぼ引用する形をとっている<sup>(17)</sup>。確かに、死亡保険金請求権は、被保険者の死亡という保険事故が発生した後、保険者に対して具体的に保険金を請求することができる権利をいうが、【2】が問題としている質権設定の対象となる保険金請求権とは、保険契約締結時あるいは保険契約締結後であって、保険事故が発生する前の未必的保険金請求権をいうのであることから、最判平成14年と【2】がそれぞれ対象とする保険金請求権の性質が異なるゆえに、【2】が最判平成14年の判決文をほぼ引用する形で判示するのは必ずしも適切であるとはいえない。

## 2. 財産権としての保険金請求権

【3】では、保険事故発生前の保険金請求権に権利性を認めるものの、保険金請求権は被保険者が死亡するまではその限度で不確定なものであって、期待権に止まるというべきであると判示されている。

生命保険契約では、保険契約者は、契約締結時、保険金受取人を指定することができ、保険金受取人に指定された者は、受益の意思表示をすることなく保険金請求権を取得する（保険法42条）。そして、保険契約者は、当該契約が継続中、保険金受取人を保険金受取人以外の者に変更することができる（同43条1項）。それゆえに、保険契約者は保険金請求権について処分権を有しているといえることから、保険金受取人に指定された者は保険金請求権を自己固有の権利として取得するが、【3】のごとく、保険金請求権は、それが期待権に止まるか否かは別にして、被保険者が死亡するまではその限度で不確定なものであるといわざるを

---

(17) 山本哲生「判批」事例研レポ185号1頁（2004年）参照。

保険金請求権に対する質権設定に関する保険金受取人の同意の要否  
えない。その限りにおいて、保険契約者は保険金請求権も含めた生命保  
険契約に基づく権利全般について処分権を有しているという意味で、か  
かる権利は保険契約者の財産権に属するものであると解される。

### 第3節 質権設定に関する同意

#### 1. 質権設定に関する同意の要否

##### (1) 質権設定の主体

##### (i) 保険金受取人

保険金受取人は、第三者のためにする保険契約の成立により、自己固  
有の権利として保険金請求権を取得するのであり、その限りにおいて権  
利性は認められるゆえに、<sup>(18)</sup> 保険金事故発生前であっても、未必的保険金  
請求権を処分することができるであろうし、保険事故発生後の具体的  
(<sup>(19)</sup> 確定的) 保険金請求権を処分することも可能である。それゆえに、保  
険金受取人に指定された者は、保険事故が発生すれば保険金を受領する  
ことができるという条件付き権利を取得するのであり、かつ、保険契約  
者は、保険契約締結時に保険金受取人を指定することができ、当該保険  
契約が継続中は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人を保険金受  
取人に指定されている者以外の者に変更することができる(保険法43条  
1項)。それゆえに、保険契約者の権利者としての地位は不安定である  
が、これらのことと権利性とは両立しうるものであり、保険事故発生前  
に保険金受取人が保険金請求権に質権を設定することは認められよう。<sup>(20)</sup>

##### (ii) 保険契約者

保険契約上の権利に質権を設定する場合における前述のような実務上  
の取扱いを背景として、<sup>(21)</sup> 保険会社の二重払いといった弊害が生じること

---

(18) 大森忠夫「保険金受取人の法的地位」大森=三宅・前掲注(12)1頁以  
下、4頁~14頁。

(19) 山下(孝)・前掲注(12)65頁以下、72頁、75頁。

(20) 山下(友)・前掲注(13)509頁~510頁。梅津・前掲注(7)6頁参照。

を阻止する必要があることから、保険契約者の質権設定権限を否定する見解がある。しかし、生命保険会社の書式によらない質権設定も理論的には可能であることから、<sup>(22)</sup>この見解ではこの場合について説明することができない。<sup>(23)</sup>さらに、保険金受取人は保険金請求権を自己固有の権利として原始的に取得するものであり、保険事故発生を条件として権利が発生し確定するものではないことを理由として、あるいは、質権と保険金受取人の変更権は次元の異なる問題であるとして、保険契約者が保険金請求権について質権を設定できるとの考え方は当然には受け入れることはできないとする見解がある。<sup>(24)</sup>確かに、保険金受取人は保険金請求権を自己固有の権利として原始的に取得し、保険金請求権の内容は保険事故発生を条件として確定するが、保険金受取人に指定された者は保険契約者の指定により未必的保険金請求権を取得するものであることから、保険金請求権はその時点で権利として発生する。そして、保険金請求権に対して質権を設定する行為を、質権が設定された範囲について保険金受取人の変更であるにとらえることができるとすれば、必ずしも、質権と保険金受取人の変更権は次元の異なる問題であるということとはできないのではないかと考える。

また、保険法では、保険金受取人に介入権が認められていることから(保険法60条)、保険契約者が保険金請求権に質権を設定した場合、確かに、それを知らない保険金受取人が介入権を行使しても、保険金を満額取得することができるという期待に反する結果となるということが、保険契約者について質権設定権限を否定する理由として上げられるかもしれない。しかし、保険契約者が保険金請求権に質権を設定する権限を認めるとすると、前述した保険金受取人の期待に反することは、保険金受

---

(21) 濱田・前掲注(1)224頁以下、松田・前掲注(1)20頁以下。

(22) 山下(友)・前掲注(12)202頁。

(23) 拙稿・前掲注(5)105頁。

(24) 石黒・前掲注(11)28頁。

保険金請求権に対する質権設定に関する保険金受取人の同意の要否

取人が介入権を行使しない場合にもおこりうるのではなからうか。さらに、保険法では、死亡保険契約に基づく保険金請求権の譲渡または質権の設定については、被保険者の同意を必要としているが（同47条）、保険金請求権の譲渡または質権設定の主体を明記していないことから、保険金受取人以外の者にかかる譲渡または質権設定権限を認めるかは必ずしも明かではないとも考えられる。しかし、この規定の前提として、保険契約者に質権設定権限を認めると、この指摘は妥当しないのではないかと考える。<sup>(25)</sup>

保険契約者は、保険事故発生前に保険金請求権の帰属者を変更することができるのは、保険金受取人が取得する権利は、保険契約に基づくものであり、保険契約について処分権を有する保険契約者の意思によるものである。<sup>(26)</sup>【3】では、保険金請求権について、保険契約者が一定の処分権を有し、その意味で保険契約者の財産権に属するものであり、その処分権の行使として、保険金受取人の変更と同様に、質権の設定が可能であるとする。さらに、保険契約者は保険金受取人を一人から複数人に変更することは可能であり、保険金請求権について質権者と保険金受取人にその利益を配分することはできると解される。<sup>(27)</sup>

これらのことから、保険契約者が保険金請求権に質権を設定することは可能であると考えられる。<sup>(28)</sup>

---

(25) 拙稿・前掲注(5)105頁。

(26) 山下(孝)・前掲注(12)73頁～74頁。

(27) 竹瀨「追加説明」・前掲注(12)24頁。

(28) 【3】では、 $Y_1$ （生命保険会社）が、 $X$ （質権者）の質権に基づく保険金請求を拒絶している対応を批判している。 $Y_1$ 側は、保険金支払請求に関与することに難色を示す $Z$ （保険契約者＝被保険者の妻）に対して保険金請求手続をするよう働きかけ、 $Z$ に死亡保険金の支払をした $Y_1$ 側の対応は不注意であったとの指摘がある（竹瀨「追加説明」・前掲注(12)23頁～24頁参照）。

## (2) 保険金受取人の同意

保険金受取人も保険契約者も、保険金請求権に質権を設定することができるとなると、保険金受取人は保険契約者の同意を必要とするか否か、保険契約者は保険金受取人の同意を必要とするか否かを検討しなければならない。というのは、保険約款では、質権を設定した場合には、保険者に通知しておかなければ對抗することができない旨の規定が定められているから、質権を設定した保険契約者あるいは保険金受取人は、保険事故が発生して保険金を受け取るためには、保険者に保険事故発生前に質権設定の旨を通知する必要があるからである。保険者に対する関係においては、このように対応することになるが、保険契約者と保険金受取人との内部関係においては、同意を必要とするか否かによって保険金收受の可否が変わってくる。

保険契約者は、当該保険契約が継続中は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人を保険金受取人に指定されている者以外の者に変更することができるゆえに（保険法43条1項）、保険金受取人に指定された者が取得する保険金請求権はきわめて不安定なものである。また、保険金受取人は自己固有の権利として保険金請求権を取得するが、固有権性が問題となるのは、そもそも、前述のように、保険事故の発生によりこれが具体化した後の相続の場面であるからである。その限りにおいて、保険契約者は保険金請求権に質権を設定するにあたり、必ずしも保険金受取人の同意を必要とするものではないと解することができる。これに対して、保険金受取人が保険金請求権に質権を設定する場合においても、保険契約者の同意を必要とするものではないと考える。というのは、保険金受取人は、保険金請求権について、保険契約者と比較してきわめて弱い立場ではあるが、当該権利を財産権として処分することができるゆえに、自己の判断でこれに質権を有効に設定できると考えるか

---

(29) 山野・前掲注(12)9頁。

保険金請求権に対する質権設定に関する保険金受取人の同意の要否  
らである。

### (3) 被保険者の同意

死亡保険金請求権については、債権取立のためのモラルリスクの温床となりかねないという問題がある。<sup>(30)</sup> すなわち、保険契約者と被保険者とが別人格である他人の生命にする保険契約において、保険契約が継続中に質権設定等を行うことになれば、設定された質権の範囲で保険金受取人が変更されることになると解される。<sup>(31)</sup> その限りにおいて、保険法上、被保険者の同意を必要とされる<sup>(32)</sup>（保険法45条・47条）。

### (4) 約款規定による規制

保険金受取人の立場が保険契約者の意思次第によって容易に変更されるきわめて不安定なものであるとしても、それに質権を設定した場合は、目的物の評価であり、権利主体に影響を及ぼす性質の問題ではなく、保険金請求権について保険契約者を当然に質権設定者にしようとする場合は、保険約款等によるこの問題の調整が必要というべきであると指摘される。<sup>(33)</sup> この点につき、【3】では、「死亡保険金請求権について質権の設定を制限する必要がある事由があるというのであれば、約款にその旨を規定しておけば足りることである」と判示している。これは質権設定が保険金受取人を変更することになると解されることから、モラルリスク等を考慮する趣旨であると考えられるが、約款で規制する場合、信義則（民法1条2項）に照らして妥当な内容の規定であるなどの要件を充足する必要がある<sup>(34)</sup>であろう。

---

(30) 山下（友）・前掲注(13)610頁。

(31) これに該当する改正前商法674条を巡る解釈については、梅津・前掲注(7)7頁参照。

(32) 黒田直行「判批」JA 金融法務480号50頁（2011年）参照。

(33) 石黒・前掲注(11)30頁。【3】の約款28条1項には、保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定または変更することができる旨の規定がある。

(34) 中込・前掲注(2)8頁。たとえば、消費者契約法10条の規定を遵守す

## 2. 質権設定の効果

改正前商法の規定に関する解釈であるが、保険金受取人の指定・変更・撤回行為が保険契約者の一方的意思表示によって成立することを前提に、撤回の意思表示が明示されなくとも、すでになされている指定と両立しない効果を内容とする他の意思表示によって黙示的にもなされうるとして、保険契約者が保険金請求権に質権を設定したりした場合には、後に被担保債権が消滅することを条件としてのみ前の指定は効力を有すると推定しなければならないとされていた<sup>(35)</sup>。

このような解釈を参考にしながら、保険法に基づく検討をすると、まず、保険金受取人が保険金請求権に質権を設定した場合、被保険者が保険契約者と別人格である場合には、保険金受取人が保険金請求権に質権を設定した旨を被保険者に通知し、被保険者が同意したことを前提として（保険法45条）、質権が設定された旨を保険者に通知されていれば、保険契約者が保険金受取人を変更することなく被保険者が死亡した場合には、保険者は質権の効力が及ぶ範囲で保険金を質権者に支払うこととなる。質権が設定された旨を保険者に通知されていない場合には、保険者は保険金受取人に保険金を支払うこととなる。つぎに、保険契約者が保険金請求権に質権が設定された場合、保険金受取人変更の効力を認めることとなる<sup>(36)</sup>。それゆえに、保険契約者は、保険金請求権への質権設定の旨を保険者に通知しなければならない（同43条2項）。すなわち、この場合、保険契約者が、処分権に基づき、債権者との間で、保険者に質権付き保険金請求権にする旨の意思表示を行うことを停止条件とする質権設定契約を締結し、保険者に対する質権設定通知をすることにより、保険金受取人を変更する旨の通知がなされたものと解し、停止条件が成

---

る必要があるとされる（中込・同）。

(35) 大森・前掲注(12)71頁以下、89頁～90頁。梅津・前掲(7)6頁参照。

(36) 糸川・前掲注(12)162頁以下、165頁、山下(友)・前掲注(12)203頁、梅津・前掲(7)6頁。



## 保険金請求権に対する質権設定に関する保険金受取人の同意の要否

就するとともに、質権設定の対抗要件が具備されることとなるという構成などが考えられよう。<sup>(37)</sup>そして、質権者の取立権が被担保債権に限定されるとすれば（民法366条2項）、質権の効力の及ばない範囲内での保険金受取人の変更がなされた<sup>(38)</sup>、あるいは、保険金受取人指定の撤回がなくとも保険契約者による保険金請求権についての質権設定は有効に成立し、指定された保険金受取人の保険金請求権は失われずに、質権者の権利が優先するにすぎないとし、当該保険金受取人は被担保債権を回収した残りの額について保険金の支払を受けることになると考えられる。<sup>(39)</sup>

## おわりに

保険契約者は保険金受取人の同意なしに保険金請求権に質権を設定することができるか否かという問題に関し、保険金受取人の同意を必要とすることなく、保険契約者は質権を設定できると解する。前述の裁判例【1】から【3】は、いずれも改正前商法の規定に関するものであるが、【3】の判決内容は保険法の規定においても妥当すると解する。そして、保険契約者が保険金請求権に質権が設定された場合、質権が及ぶ範囲で保険金受取人変更の効力を認めることとなると解する。

---

(37) 竹瀆「追加説明」・前掲注(12)24頁～25頁。同「生命保険契約及び傷害疾病保険契約特有の事項」ジュリ1364号47頁（2008年）参照。

(38) 山下（友）・前掲注(12)215頁。梅津・前掲(7)6頁参照。

(39) 道垣内弘人「保険契約に基づく権利の担保化（下）」金法1420号28頁以下、30頁～31頁（1995年）。梅津・前掲(7)6頁参照。